二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(令和六年政令第 号)(附則第三項関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
---	--	--

〇二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令(令和六年政令第二百五十一号)(第一条関係) (傍線部分は改正部分)

六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を第三条 法第百十七条第三項の規定により土地収用法(昭和二十(収用委員会の裁決の申請手続)	性天然ガスとする。 第二条 法第十二条第一項の政令で定める鉱物は、石油及び可燃鉱物) 鉱物)	(親会社等) 「親会社等) 「現出して、この条の規定を適用する。 「現出して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係の関係(次項において「特定を記関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人とする法人とみなして、この条の規定を適用する。	二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令	改 正 案
(新設)	(新設)	1 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの高法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。	の法人を定める政令二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニ	現行

申請書を収用委員会に提出しなければならない。条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請しようとする者は、経済産業省令で定める様式に従い、同

(手数料の額)

に定める額とする。い手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号第四条 法第百三十一条の規定により国に納付しなければならな

は、二十一万百円)
一件につき二十一万九百円(電子申請等による場合にあって一件につき二十一万九百円(電子申請等による場合にあって二 試掘について法第十二条第一項の許可を申請する者 許可

は、十二万六千二百円)
一件につき十二万七千百円(電子申請等による場合にあって一件につき十二万七千百円(電子申請等による場合にあって可試掘区域の増減に係るものに限る。)を申請する者 許可 法第十四条第一項の許可(同条第二項第二号に規定する許

明) 五百円(電子申請等による場合にあっては、二十万五千八百項に規定する試掘者に限る。) 許可一件につき二十万七千項に規定する試掘者に限る。) 許可一件につき二十万七千店、第百二十条第一項の許可を申請する者(法第十三条第二

新設)

		Ĺ

(内部取引に含まれない事実の範囲等) (内部取引に含まれない事実の範囲等) (内部取引に含まれない事実の範囲等)	(減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲)	改正案
(内部取引に含まれない事実の範囲等) (内部取引に含まれない事実の範囲等)	(減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲)	現行

第二百九十一条の二(略) 2 掲げる事実とする。 法第百六十二条第二項に規定する政令で定める事実は、 (租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得) イ・ロ 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実 資産(国外における同号ロ及びヨからネまでに掲げるもの第六条第八号(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定 に相当するものを含む。) に相当するものを含む。) (略) (略) 次に 2 第二百九十一条の二 掲げる事実とする。 (租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得) 法第百六十二条第二項に規定する政令で定める事実は、 イ・ロ (略) 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実 げる無形固定資産(国外における同号カからツまでに掲げ (略) るものに相当するものを含む。) るものに相当するものを含む。) (略) 第六条第八号イからツまで(減価償却資産の範囲)に掲 (略) 次に

(傍線部分は改正部分)

(減価償却資産の範囲) (減価償却資産の範囲等) (本・口の略) (本・口の・に、、、に、、、、に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(減価償却資産の範囲) (減価償却資産の対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対力が対
現行	改正案

定資産 のに相当するものを含む。) (国外における同号ロ及びタからナまでに掲げるも 掲げる無形固定資産(国外における同号ョからネまでに掲

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第百八十三条 (略)

3 2 掲げる事実とする。 法第百三十九条第二項に規定する政令で定める事実は、

次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ・ロ (略)

定資産 のに相当するものを含む。) 第十三条第八号 (国外における同号ロ及びタからナまでに掲げるも (減価償却資産の範囲) に掲げる無形固

(略)

げるものに相当するものを含む。

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得

第百八十三条 略)

2

次に

3 法第百三十九条第二項に規定する政令で定める事実は、

掲げる事実とする。

イ・ロ 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実 掲げる無形固定資産(国外における同号ョからネまでに掲 第十三条第八号イからネまで(減価償却資産の範囲)に (略)

(略)

げるものに相当するものを含む。)

2 (略)	2 (略)
三~八(略)	三~八(略)
	年法律第三十八号)の適用を受けるものを除く。)
百四十九号)の適用を受けるものを除く。)	四十九号)又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六
の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第	確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百
法(昭和二十九年法律第五十一号)又は液化石油ガスの保安	法(昭和二十九年法律第五十一号)、液化石油ガスの保安の
高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、ガス事業	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、ガス事業
のをいう。以下同じ。)に用いられるもの及び電気事業法、	のをいう。以下同じ。) に用いられるもの及び電気事業法、
料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するも	料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するも
二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。)の燃	二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。)の燃
に規定する検査対象外軽自動車を除く。)であつて、同法第	に規定する検査対象外軽自動車を除く。)であつて、同法第
通自動車、小型自動車又は軽自動車(同法第五十八条第一項	通自動車、小型自動車又は軽自動車(同法第五十八条第一項
運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)に規定する普	運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)に規定する普
、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車(道路	、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車(道路
受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置(圧縮水素	受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置(圧縮水素
二 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を	二 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を
一 (略)	一 (略)
を除く。)とする。	を除く。)とする。
げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合	げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合
第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲	第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲
(特定機械等)	(特定機械等)
現行	改正案

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等

適用を受けるものを除く。)とする。
(保安法、ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、第十三条 法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種

する。本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)と本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)と3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(

一~二十五 (略)

一十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一二十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器の前面事業 保及び取引の適正化に関する法律又は二酸化炭素の貯留事業 保及び取引の適正化に関する法律でに掲げる容器のがしました 数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・○○ 大びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した 数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・○○ 大びその使用する最高のゲージ圧力とメガパスカル以下のもので使用する法律の適用を受けるものを除く。)

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等

保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、第十三条 法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種

安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧

する。 本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)と 本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)と 3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(

内容積が○・一立方メートルを超えるもの(船舶安全法の適 る容器(第一条第五号イからニまでに掲げる容器 られるもの及び電気事業法、 用を受ける船舶に用いられるもの、 力容器及び第一号に掲げるアセチレン発生器を除く。)で、 酸化炭素の 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有す 貯留事業に関する法律の適用を受けるものを 高圧ガス保安法、 自動車用燃料装置に用い ガス事業法又 第二種圧

一十八~三十四 略

除く。

4 • 5 (略)

(個別検定を受けるべき機械等)

第十四 げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、 次に掲

法、高圧ガス保安法、 れるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業 に関する法律の適用を受けるものを除く。) 第二種圧力容器 (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いら ガス事業法又は 二酸化炭素の貯留事業

関する法律の適用を受けるものを除く。 高圧ガス保安法 小型圧力容器 自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法 (船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられ ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に

> られるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法 用を受ける船舶に用いられるもの、 内容積が〇・一立方メートルを超えるもの 力容器及び第一号に掲げるアセチレン発生器を除く。)で、 る容器(第一条第五号イからニまでに掲げる容器、 適用を受けるものを除く。) 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有す 自動車用燃料装置に用 (船舶安全法の適 第二種圧

二十八~三十四 略

4 5

第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、 げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場 (個別検定を受けるべき機械等)

を除く。)とする。

れるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業 第二種圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用い 高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除

(略)

几 るもの、 高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除 小型圧力容器 自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法 (船舶安全法の適用を受ける船舶に用い . Б

次に掲

を得て定める方法によるものする探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意二、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第百七条第一項に規定うこと。	八号)第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行一 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十	次に掲げるものとする。第六条 法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、及ぼすまそれかある行為	えばこるにはどのの正め、(沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を	改正案
(新設)	(新設) (新設)が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるものとする。) 第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号第六条 法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、及にすまそれがある行為。		現行

次の各号に掲げる資産とし、同項第一号に規定する政令で定め第六条 法第四条第三項第一号に規定する政令で定める資産は、(資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定)	九〜十一 (略) ハ〜ネ (略) 一十八号)第二条第八項(定義)に規定する試掘権 十八号)第二条第八項(定義)に規定する試掘権 一 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三	(調整対象固定資産の範囲) (調整対象固定資産の範囲) (調整対象固定資産の範囲) (調整対象固定資産の範囲)	改正案
次の各号に掲げる資産とし、同項第一号に規定する政令で定め第六条 法第四条第三項第一号に規定する政令で定める資産は、(資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定)	九~十一 (略) (新設)	(調整対象固定資産の範囲) (調整対象固定資産の範囲) (調整対象固定資産の範囲)	現行

行われる時における当該各号に定める場所とする。 る場所は、 当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付け が

(略)

五. { } 十 試掘権」という。 条第八項 くは採取する権利 に係る試掘区域又は樹木採取権に係る樹木採取区の所在地 しくは租鉱権に係る租鉱区、 という。) 川 鉱業権若しくは租鉱権、 (略) (定義) 試掘権又は樹木採取権 に規定する試掘権 (二酸化炭素の を除く。 採石権その他土石を採掘し、 採石権等に係る採石場、 以下この号において「採石権等 貯 「留事業に関する法律第1 (以下この号において に係る採石場、試掘権 鉱業権に係る鉱区若 若し

2 • (略)

> 行われる時における当該各号に定める場所とする。 る場所は、 当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付けが

<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u> (略)

。)又は樹木採取権 る租鉱区、採石権等に係る採石場又は樹木採取権に係る樹木。) 又は樹木採取権 鉱業権に係る鉱区若しくは租鉱権に係 採取区の所在地 くは採取する権利(以下この号において「採石権等」という 鉱業権若しくは租鉱権、採石権その他土石を採掘し、

五~十 略)

2 . 3

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)(第七名
紀七条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとお	りとする。 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとお
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	_
律第三十八号)	
-八号) -八号) -八号) -八号) -八号) -八号)	略) 別表第八号の政令で定める法律は、

○経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)(第八条関係)

(傍線部分は改正部分)

安に関すること。 大号)第五十九条第一項第三号に規定する試掘場における保	三 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十一・二 (略)	どる。 第十九条の五 鉱山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさ(鉱山・火薬類監理官の職務)	改正案
	(新設) 一・二 (略)	どる。 第十九条の五 鉱山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさ(鉱山・火薬類監理官の職務)	現

○電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第四十三号)(附則第 二項関係) (傍線部分は改正部分)

0 年	0 年	
同条第八号7に掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。	条第八号レに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。 (所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置) 条第八号レに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。 (所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置) 条第八号レに掲げる電気がス供給施設を制用して電気の供給をために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給をために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給をために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を設けるのに要する権利(令和三年三月三十一日までに取得されたものに限受ける権利(令和三年三月三十一日までに取得されたものに限度に関係を表別の表別の場合を表別の表別の場合に関係を表別の表別の場合を表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表	改正案
同条第八号レに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う第三条 (略) (法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置) (法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置)	条第八号夕に掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。 ・ 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う ・ な正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う 第二条 (略) ・ 保育・ (の) ・ に伴う経過措置) ・ に伴う経過措置)	現行

○公益通知

本則に次の一号を加える。 本則に次の一号を加える。 本則に次の一号を加える。 体的 (略) (略) 大学の規定に基づき、この政令を制定する。 (略) 大学の規定に基づき、この政令を制定する。 (略) 大学の規定に基づき、この政令を制定する。 (略) 大学の規定に基づき、この政令を制定する。 (の本) 大学の規定を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	_	
(略) で、「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	-	
で(平成十七年 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十二号)別 内閣は、公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)	(略)	(略)
 収令(平成十七年 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十号) 別 表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。 場百二十二号)別 内閣は、公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)	政令第百四十	政令第百四十六号) の一部
表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。 第百二十二号)別 内閣は、公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)	(平成十七年 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令	公益通報者保護法別表第
(平成十六年法律第百二十二号)別 内閣は、公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)		衣第八号の規定に基づき、
	(平成十六年法律第百二十二号)別 内閣は、公益通報者保護法	内閣は、公益通報者保護法
	案 現	₹ <i>\</i>